

平成27年度当初予算編成方針

1 本市を取り巻く財政環境

国の平成27年度予算は、平成26年度予算に引き続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すべく、施策の優先順位の洗い直し、無駄の徹底排除を行うメリハリのついた予算とすることとしている。そのうえで、骨太の方針や成長戦略等を踏まえた「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けるなど、地方創生と人口減少の克服等の諸課題にも対応することとしている。

一方、地方財政については、国の中期財政計画において、平成27年度の地方一般財源総額を平成26年度地方財政計画の水準より下回らないよう実質的に同水準を確保するとされている。しかしながら、経済再生の進展を踏まえ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくとしていることから、地方財政計画上の歳出特別枠や地方交付税における別枠加算のさらなる見直しが懸念される。また、人口減少、少子高齢化の進行などによる税収の減少及び社会保障関係経費の増加も見込まれ、現段階において地方財政の見通しは厳しい状況であると言わざるを得ない。

本市においては、平成15年度から断行した人件費の削減など行政内部コストの徹底した抑制による行財政改革により「規律ある財政運営」に努めてきた。その結果、市債残高の大幅な縮減や基金残高の増高、また、財政健全化の進展などの多くの成果がもたらされたところである。

しかしながら、一方で、自主財源の根幹をなす市税収入においては、現在の経済情勢から顕著な好転を望めない状況にあり、また、歳出においても、少子高齢化の進行などによる社会保障関係経費や、公共施設の耐震化及び老朽化対策経費などの増大により、大幅な財源不足が懸念される場所である。このことから、今後の財政運営については厳しくなるものと予想され、一時期の危機的状況を脱したものの、未だ将来にわたって楽観できる状況にはないと考えられる。

こうした厳しい状況のもと、平成27年度の予算編成を行うにあたっては、「入るを量りて出づるを制す」を基本原則とし、歳入の積極的な確保に努めるとともに、歳出においても既存事業について改めてその必要性を見直し、事業の取捨選択を行うことで、真に必要な経費への財源の重点化を図る。そのうえで、本市のまちづくりの基本理念である「魅力と活気にあふれ、心豊かに安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、これまでの行財政改革による歳出削減効果を最大限有効に活用した、バランスのとれた予算編成を目指す。

2 予算編成の基本方針

予算編成方針を踏まえ、平成27年度予算は、以下の3項目を基本として編成を行うこととする。

① 規律ある財政運営

職員一人ひとりが厳しい財政状況にあることを認識し、以下の財政運営方針のもと、「自立・持続可能な財政基盤」の確立を目指す。

- ・歳入規模に見合った歳出規模への圧縮を図り、身の丈に合った予算編成を行う。
- ・収入率向上による市税収入及び税外収入の確保による自主財源の増加を図る。
- ・事業全般にわたる見直しを実施し、経費の節減合理化に努める。
- ・投資事業の厳選により、借入額を抑制し、将来公債費の適正管理を行う。
- ・市が債務保証を行う土地開発公社の財政状況の改善に取り組む。

② 枠配分方式の継続と部内調整機能の強化

平成27年度においても引き続き枠配分方式を継続する。一般行政経費（A経費）と継続性のある政策的経費（C経費）について、各部への事業費ベースでの枠配分を行う。各部においては、これまでの経過や成果に捉われることなく、再度その必要性や効果、実施手法など十分に検証し、ゼロベースからの見直しや事業の取捨選択を行うなど、これまで以上に部内調整機能の強化に努めること。

また、投資的経費・新規事業経費等（B経費）について、C経費の枠外要求とあわせ、部内で必要性や効果等を十分に精査し、優先順位を付けて予算要求を行うこと。

③ 社会情勢に対する迅速な対応

人口減少や地方活性化に取り組むことから、第2次安倍改造内閣の発足と同時に設置された「まち・ひと・しごと創生本部」や県の「人口減少・地方創生プロジェクトチーム」の今後の動向に十分留意し、本市の「境港市地方創生推進本部」が打ち出す地方創生と人口減少を克服するための即効性のある施策・事業を反映させること。

また、社会保障と税の一体改革に伴う社会保障制度の機能強化や機能維持に係る施策の実施により、事業内容や財源の見直しなど大きな変化が十分に予想されることから、予算編成過程においては、関係省庁の枠を越えて幅広く情報収集に努め、国・県などの動向についての的確に把握するとともに、適切な対応を行うこと。

3 予算編成方法と要求基準

(1) 歳出経費区分

歳出経費区分については、平成27年度においても、A経費からD経費の4種類に区分する方式を継続することとする。なお、それぞれの経費区分の内容は以下のとおりであり、全ての事業の経費が、いずれかの区分に属することとなるので留意すること。

区分名称	経費の性質	内 容 説 明
A経費	・一般行政経費	1. 行政事務を行う上で必要な経常的経費 2. B～D経費の対象外の経費
B経費	・投資的経費 ・新規事業経費 等	1. 概算要求を行った事業か概算要求が行えなかった正当な理由がある事業 2. 300万円以下で概算要求対象とならなかった投資的事业と新規事業
C経費	・政策的経費(継続)	1. 前年度以前から実施している政策的事業
D経費	・義務的経費 ・固定的経費 等	1. 人件費 正規職員、再任用職員、嘱託職員、臨時職員、議会議員、監査委員など条例等で額を定めた各種委員に係る全経費 ※選挙・統計に係るものは、B経費で計上 2. 扶助費及び扶助費に準ずる経費(義務的なものに限る) 3. 公債費 4. 繰出金 5. 負担金・会費等 6. 貸付金、積立金及び23節に該当する経費 7. 債務負担行為により負担が義務付けられている経費 8. 経常的な燃料費及び光熱水費 9. 予備費 10. 上記1～7に付随して生じる義務的経費(手数料など) 11. その他

(2) 経費別の要求基準

4種類の経費区分での予算要求方法と要求基準は以下のとおり。

A経費については、要求額が配分枠内となっていることを受理条件とし、この経費に属するものが他の区分で要求されている場合には、改めてA経費内での調整を行う。また、C経費についても、原則として要求額が配分枠内となっていることを受理条件とするが、各部内で十分な調整を図った上でもなお枠内に収まらない場合は、枠外要求を認める。ただし、その場合は、部内でC経費の優先順位をつけ、優先順位の低い経費を枠外要求とすること。さらに、B経費については、C経費の枠外要求とあわせた優先順位を付けて要求すること。

なお、全ての要求に共通して、概算要求等これまでの財政課からの指摘及び指示事項を踏まえたものであることも、受理条件とする。

区分名称	予算要求方法	要 求 基 準	26 年度予算額	新年度概算額
A 経費	各部と教委へ事業費ベースで枠配分 枠内は原則各部の裁量	・ ▲ 1 % の枠配分 ※各部と教委の事業費枠は別紙	千円 556,590 (511,499)	千円 551,024 (506,384)
B 経費	事業単位で所要額を要求	・ 過大見積とならないよう留意すること	2,105,601 (1,449,588)	1,946,520 (1,353,497)
C 経費	各部と教委へ事業費ベースで枠配分 枠内は原則各部の裁量	・ ▲ 3 % の枠配分 ※各部と教委の事業費枠は別紙	220,188 (189,608)	213,583 (183,920)
D 経費	事業単位で所要額を要求	・ 対象数や単価等を精査し、過大見積とならないよう留意すること	12,317,621 (7,723,181)	12,378,873 (7,761,616)
合計			15,200,000 (9,873,876)	15,090,000 (9,805,417)

※()は一般財源等額【基金充当額＋市債充当額＋一般財源】

◎平成27年度も事業費ベースでの枠配分とするが、歳入においても、国や県などの補助制度の積極的な活用や受益者負担の適正化、未収金の徴収強化など、引き続き財源の確保に努めて要求すること。

(3) 新年度予算規模の想定

①平成26年度当初予算と新年度の一般財源比較

平成26年度一般財源等額 98億7,388万円

(うち基金取崩額 10億5,953万円、市債充当額 1億7,290万円

差引一般財源額 86億4,145万円)

新年度一般財源見込み額 98億542万円(対前年度▲6,846万円)

②新年度当初予算規模

新年度当初予算規模は、前述の予算要求基準をベースに

一般会計 150億9千万円(対前年度▲0.7%)と想定し、約12億6千万円の一般財源不足へは今後の状況に応じて市債の借り入れや基金取り崩し等により対応する。

注) 数値はすべて現行制度が継続されると仮定したもので、今後、国・県の政策決定などにより、予算規模などは、大幅に変動する可能性がある。